

<資料1 : 「JIA 設立趣意書」 1987年 >

「わが国の建築家の団体として、これまで個人を会員とする(社)日本建築家協会と、建築設計事務所を会員とする各単体会から構成される日本建築設計監理協会連合会とが活動してきたが、それらは職能団体として、行政からも社会からも十分認知されていない状態であった。また、その構成員の数も、僅かに、前者約1,200名、後者約1,600事務所にすぎなかった。この事実は、数の上からも、あるいは団体構成の上からも、わが国を代表する組織としては極めて不完全な状態にあり、また国際的通念からみても通用しがたい状況であった。さらに前期二団体に所属する者以外に、わが国の各地域において地道な創造活動を行い、あるいは建築設計事務所の中で、その他官公庁、教育機関、民間会社等の組織の中で責任ある業務を行っている多くの建築家が存在しているという状況の中では、それらの人々を一人でも多く結集しつつ、一つの全国組織に糾合し、国際的視野からみても、わが国建築家を質量ともに代表するにふさわしい職能団体にして行くべき時期に来ていたのである。その上で、その職能に求められている社会的要請に的確に答えられうる体制をつくりだして行かなければならない。」

<資料2 : LEGISLATIVE GUIDELINES AND MODEL LAW MODEL REGULATIONS 2011 ~ 2012 >

NCARB Mission

The National Council of Architectural Registration Boards protects the public health, safety, and welfare by leading the regulation of the practice of architecture through the development and application of standards for licensure and credentialing of architects.

Core Values

NCARB believes in:

- Proactive, creative thinking, and decisive actions.
- Consistent, equitable, and responsible performance.
- Clear and accessible rules, policies, procedures, governance, and communication. - Honest, impartial, and well-reasoned action.
- Working together toward common goals.
- Professional, expert, courteous, respectful, and responsive service.

NCARB is a nonprofit corporation comprising the legally constituted architectural registration boards of the 50 states, the District of Columbia, Guam, Puerto Rico, and the U.S. Virgin Islands as its members.

<資料3 : 建築実務におけるプロフェッショナリズムの国際推奨基準に関する UIA 協定 1998年 UIA >

プロフェッショナリズムの原則

建築プロフェッションのメンバーは、プロフェッショナリズム、誠実さ(integrity)、能力(competence)に関する諸基準を守り、そのことにより、建築環境(built environment)の持続可能な発展と文化と公共の利益に不可欠な、独自の技能と知的能力を社会にもたらすのである。プロフェッショナリズムの原則は、法律、倫理綱領をはじめ、専門家としての行動規範のもとで作られる。

専門性(Expertise):建築家は各自、教育、大学及び卒業後の訓練、経験を通して培われた知識、技能、理論の体系を保持している。建築に関する教育、訓練、試験のプロセスは、建築家がプロフェッショナルサービスに従事するにあたり、当該業務を適切に遂行するために一定以上の基準に達していることを一般の人々に対し保証するべく構成されている。さらに、大部分の建築家職能団体のメンバーおよび UIA のめざすものは、建築の芸術および科学に関する知識を維持し、発展させると共に、その成果を尊重し、その成果をより発展させるために寄与することである。

自律性(Autonomy):建築家は、専門知識に裏付けられた客観的で専門的な助言をクライアントそして /または、ユーザーに提供する。建築家は、豊富な学識と、妥協を許さない専門的判断が、建築の芸術および科学を遂行する上で、他のいかなる動機より優先されるべきであるという理想を持ち続けなければならない。また、建築家は、建築関連法規を遵守すると共に、専門的活動が社会および環境にもたらす影響を熟慮しなければならない。

委任(Commitment):建築家は、高度な無私の姿勢で、クライアントや社会の代理として仕事を行なう。この職業に従事するものは、適切かつプロフェッショナルとしてふさわしい態度でクライアントにサービスを提供し、その代理として偏見やかたよりのない判断を行なう責任がある。

責任(Accountability):建築家は、クライアントに対して行う、なにものからも影響されない、時に厳しい助言に対する責任と、自らの仕事为社会や環境に及ぼす影響に対する責任について、自覚する。建築家は、教育、訓練及び/あるいは当該の関係分野での技術的な経験によってその能力が保証されているコンサルタントとともに、プロフェッショナルサービスを遂行する。

UIA は、各国支部と PPC 委員会のプログラムを通じ、公共の健康、安全、福祉に資するために、プロフェッショナルリズムの原則とプロフェッショナルな基準の確立をめざし、プロフェッショナルリズムと能力の基準を相互に認証することが、建築家業務への国民の信頼を維持し、また公共の利益をもたらすとする立場を支持する。

UIA の原則と基準は、徹底した教育と実務訓練の提供を目的とし、それによって建築家が基本的職能要件を満たすことができるようにするものである。これらの基準は、国によって教育の伝統が異なっていることを認め、教育の同等性を保てるよう留意している。

<資料4：建築家資格制度を求めて10年のながれ 椎名 政夫JIA news 2000年6月>

通時的に

ここでもう一度、資格制度策定を始めてから10年の軌跡を振り返ってみたい。制度確立いまだ道遠しとする現在の状況からは、将来を計ることを優先すべきであり、振り返る余裕なしとする考えもあろうが、その間に制度の基本的コンセプトの軸がぶれることなく定まり、職能の強い理念に裏付けられた着実な制度の構築が続けられてきたことを確認しておきたい。まさに「継続は力なり」とするところである。

1991年 JIA 建築家制度調査委員の一員としてヨーロッパを視察し、アムステルダムのオランダ建築家協会を訪問した時に提示されたのが EC の建築家指令(1985年)であった。協会の専務理事からは、さまざまな相違をみせる各国制度を調べるよりも、EC 指令によって加盟国間で建築家の教育、訓練、資格認定、生涯教育の相互承認を実行して、建築家業務の国境障壁をなくす施策に注目してもらいたいと、自信に満ちた主張をきいた。そして、その頃アムステルダムのゴッホ美術館増築計画で、官民による論議の結果、黒川紀章氏に設計依頼が決まったばかりだとの発言

が印象にのこった。ホテルに持ち帰って目を通した EC 指令は建築家職能と業務、建築家の資格を教育と一体にとらえている制度の骨格が明確に構築されていて、まさに目から鱗が落ちる思いであった。その後、建築家資格制度委員会によって 1994 年提案された JIA 制度案も基本の骨格はほぼ EC 指令に近いかたちに整えられて、教育、実務訓練、資格認定、生涯研修の四つの柱にそれぞれ第三者性をもった評価機能をもたせたシステムとして提案された。 EC 指令の JIA 試案へのインパクトは同様に UIA にも及び、同じ年東京で開催された UIA 理事会でも建築家職能と業務のプロフェッショナリズム・その国際推奨基準(英語略 PPC)の策定が開始されるに至った。当然 PPC 案は EC 指令の建築家としての基本的な知識と能力の定義を採用している。そこで EC 指令と PPC 基準案のどこに相違を認めるかが問われるが、EC 指令は EC の成立しが石炭、鉄鋼など基幹産業の国際障壁排除からであり成文化された指令のトーンも極めて官僚的でありその内容もかなり強制的である。EC 指令が建築家を組織や団体のコンテキストではなく、個人の職能として捉えているのは当然としても、PPC 案はその論議の過程でいわゆる西欧先進国だけではなく南米などスペイン語圏の国、アジアの新興国の声が反映されて、各国の主権が尊重され歴史的な文脈、文化、産業とともにその社会経済の公正な発展とその形態と表現を擁護する責任があるとしている。EC 指令の強制的な文脈とは違って、各国の特有状況を容認し、その相違を十分に考慮すべきことを明記している PPC 案はよりフレキシブルな国際対応力を持つと判断される。PPC 委員会の論議をみる限り、各国建築家委員がその国の特殊な状況を声高に主張する片面、現実への妥協もわきまえていた点は建築家らしい対応と言えるだろう。しかし、多様な発言と要望をいざ成文化する作業となると明らかにアングロサクソン系の才能の鮮やかさが目立ち、往々にして誤解されているようにアメリカの主導的戦略戦術的な言動は憤り深いものに留まっている。こうして、1996 年バルセロナの UIA 大会で PPC の UIA 協定の承認にいたるのだが、JIA 資格検討委員会としては協会内部での討議を各地で続け、同時に関係の諸団体、省庁、学会にも声をかけ資料を公開し、現行土法の建築家職能との不整合、プロフェッショナルな教育の内容の強化とレベルの高揚を説いてきた。PPC のインパクトは大学教育のアクレディテーションなどの耳慣れない英語の大学評価システムが学会で論議されることになったし、建設省の意向で建築技術教育普及センターが主催して、1997、98 の 2 年度で建築設計資格制度の国際相互認証フレームワーク検討が関係団体で行われた。その成果として、参加関係団体の委員は近い将来に建築士法の改正も視野に入れることを確認するまでになった。一般的に法の改正が極めて難しいといわれている日本の現状のなかで、この数年外国からの制度上のインパクトをどうしても受けて立たねばならない現実があって、既にウルグアイラウンドから、GATT、GATS を経て、1995 年に WTO が発足すると、産業インダストリーの領域をもつ建築、殊に設計などサービス業務の透明化、競争制限の排除、国際的業務障害の除去、等々のいわゆる外圧から逃れることが出来ないことになった。さらには、建築家資格の相互承認は多大な困難に直面しながらも NAFTA、EU で実現しつつあり、同じくアジア太平洋地域の経済協力会議 APEC でも建築士、技術士などの資格を巡る動きに現行建築士制度がどう対応するかが問われている。JIA はこのように国内外で同時多発的な制度上の新しい課題に関係諸団体のなかで最適解決のイニシアティブをとる決断と行動が求められている。

< 資料 5 : 建築家資格制度の理解を深めるために 建築界の動き 中田亨 2003年 >

(1) 「JIAの目指すもの」—JIAにおける資格制度の原点 1990年11月15日、この日JIA大会90千葉で鬼頭梓副会長(当時)が行った提言「JIAが目指すもの」はその後のJIAの活動の方向を決定づけるものとなりました。「建築家の法制が未だ存在しないわが国において、会の名称に建築家の称号をもちい、職能を目指す団体として発足したJIAは、法に代わって建築家とは何であるかを社会に示し、その存在と理念とについて社会の容認を得て行かなければならない責任を負っている。」と言い、そのためには「国家試験にも代わり得るような真に建築家にふさわしい試験を行うことなどを真剣に検討すべきときにきている」とするこの提言は、それまでの、国に頼り、国に法の改正を求める姿勢をあらため、自ら建築家の資格制度をつくり、社会の容認を得ようとする自主独立の運動への転換の宣言であり、その後の活動の原点となりました。この宣言の背景にはふたつの出来事がありました。ひとつは国に法制度の改正を求める運動の挫折で、他のひとつは国際情勢への開眼です。建築審議会は1988年3月28日に提出した中間答申で、①大別されるふたつの異なる建築生産の方式(設計・施工分離と設計・施工一貫)が存在することについて正当な社会的認識の定着を図ること、②発注者がそのニーズに応じて2つの異なる方式を適正に評価し、自由に選択し得るよう。個々の建築士事務所がその業態、業務内容等を明確化しその情報を適切に明示するための措置を講ずること。を緊急な課題として提起しました。これを受けて、関係4団体(JIA、士会連合会、日事連、BCS)による建築設計懇談会が設けられ、約1年半、15回にわたりこの課題に応えるための制度的な仕組みについて協議を行いましたが、結論を得ることが出来ず物別れに終わりました。このことは国に頼り、法制度によって専門の建築家の立場を守ろうとする従来の建築家協会の運動のあり方について重大な反省を求めるものとなりました。一方、建築設計懇談会での討議に資するため、JIAは1990年に調査委員会(椎名政夫委員長)を設置して、世界の建築家の資格と業務の実態を調査しました。その結果、建築家の資格制度は国ごとにそれぞれの歴史的、社会的背景に応じて千差万別であること、しかし、その一方で、ヨーロッパでは1993年のEC発足に向けて、80年代の初めから建築家資格の相互通用への準備が進められており、1985年には建築家の備えるべき資質、能力に関してE E C委員会指令85/385(後のE C指令)が出され、建築家について共通の概念が確立されていること等が明らかとなりました。

(2) 1997年建築家資格制度(素案)の成立 1992年JIAは「建築家の定義、資格認定、建築家教育等、建築家資格制度確立のための検討を行う」ことを事業計画の最重点に掲げ、それまでの調査委員会に代えて建築家資格制度検討委員会(椎名政夫委員長)を設置して、わが国のあるべき建築家資格制度を提案するための作業に着手しました。このとき鬼頭梓会長は、総会で「消費者の立場を第一とし、世界に通用する職業としての建築家の資格制度の確立を目指す」と述べています。そして、これはその後も一貫してJIAの求める資格制度の目標となっています。資格制度検討委員会は発足後1年間の検討を経て、まず1993年5月、総会に際して「建築家が教育訓練を通じて獲得すべき素養と能力」を公表しました。これはE C指令85の定める11項目を基本的な枠組みとして、米国、英国およびわが国の代表的な2、3の大学のカリキュラムを参考に、建築家として必要な履修項目を整理したものです。次いで1994年3月には資格取得以前の実務訓練のための訓練項目を発表し、さらに継続職能研修CPDについても検討を進め、1995年5月に建築教育から実務訓練、資格試験、継続職能研修にいたる4段階の資格制度の全体システムをまとめて、この年の通常総会当日の会員懇談会で説明し討議を行いました。JIAがこの資格制度を検討するにあたって、最も参考としたのは米国のシステムでした。これは1989年のAIA/JIA職能協定に基づく交流により、米国の情報が自由に得られたばかりでなく、米国の制度がきわめて明快で判りやすいこと、さらにはわが国の建築士法がもともと米軍の占領下で、米国の制度に習って制定されたという経緯から、全体の体系がわが国の制度になじみやすかったこと、また米国が既にカナダや中国と資格の

相互認証に向けて動いており、国際的に大きな影響力を持ちつつあるといった事情がありました。そして、この4段階のシステムがのちに米国と中国のイニシアティブで始まったUIA基準で採用されたことは、結果的にJIAの資格制度素案について他団体等の理解と納得を得るうえで力となりました。1996年、JIAはそれまでの調査研究の段階から、資格制度の実現に向けて具体的に行動すべき時期にきたとの判断のもとに、資格制度検討委員会に代えて建築家資格制度推進会議(鬼頭梓委員長)を設け、その傘下に6つの分科会を置くこととしました。そのひとつ資格制度推進分科会(椎名政夫委員長)では、資格制度の4つの各段階の内容をさらに煮詰める作業を行うとともに、現に建築家として活動している人々について資格を認定するための仕組み、いわゆる「経過措置」についての検討等を行いました。そして、これまでの検討結果をまとめた全体像を、後に延べる「資格制度に関する4会協議会」にJIAの「建築家資格制度素案」として提出するとともに、会の内外で広く討議の対象としてもらえるよう、JIAニュース1997年11月号に公表しました。「素案」としたのはJIAの内部はもとより、関係団体との討議を通じてこれを練りあげて行こうとする姿勢を示したものです。

(3) 第1次4会協議会とフレームワーク委員会 JIAが自ら建築家資格制度を確立するための活動を開始した翌1993年、シカゴで開かれたUIA大会では建築家資格についての国際シンポジウムが行われ、資格の国際化について米国をはじめ各国の高い関心が示されました。これはGATTのウルグアイラウンドでサービス貿易の自由化が議題に上げられていたことに対応するもので、同様な関心は1990年に公表したJIAとA I Aの「建築職能に関する共通認識の確認と、日本における建築職能確立のための行動計画」についての共同声明の中で、既にA I A側の提案により明かに示されていたものでした。シカゴ大会に出席した際、JIAはNCARB(全米建築家認定委員会評議会)及びNAAB(全米建築教育認定委員会)を訪問し、米国の資格制度の調査を行いました。さらに翌年1994年6月に東京で開かれたUIA理事会で、建築実務委員会PPCの設置が決まり、また、10月に中国訪問の途中日本を訪れたNCARBの会長から、中国が米国の援助のもとに全面的に米国の制度に習った建築資格制度を作りつつある事情や、NAFTA(北米自由貿易協定)のもと、米国とカナダの間で建築家資格制度の相互承認が進められており、メキシコとの間でも同様な交渉が始まっていることが伝えられました。この時NCARBの会長から、「建築家資格制度は建築家の団体が自ら独自に作ったのでは、決して市民の信頼を得て有効な資格として機能することは出来ない」として、第三者性のある資格認定のシステムとすることを強く勧められました。この忠告を受け入れてJIAは自主認定の路線を転換しました。そして建築関係の諸団体等にJIAが得た国際情報を積極的に伝えるとともに、JIAの考えを説明して理解を求め、共同して資格制度の改革に取り組む努力をすることとなりました。1995年には他団体に呼びかけて「資格制度に関する4会(JIA、士会連合会、日事連、BCS)協議会」を発足させました。この協議会での協議の結果、①資格に関して何らかの国際化への対応を考える必要がある。②建築士法を抜本的に検討する必要がある。③建築教育について建築設計者の立場から何らかの提言をする必要がある。の3点について原則的な合意に達することが出来ました。この合意に基づき建築士法の有りかた等について検討するため、新たに「建築資格制度4会懇談会」が設けられました。このような内外の情勢を踏まえて、建設省は1997年度に予算措置を行い、建築技術教育普及センターに「建築設計資格制度の国際相互認証のためのフレームワーク検討調査」を委託しました。調査報告書はその目的について、「UIAの基準は建築士制度と必ずしも整合するものではないが、WTOとUIAの緊密な連携関係から、UIAでの成果がWTOのGATS(サービスの貿易に関する一般協定)第6条第4項に基づく規律のベースとなることが予想される」とし、そのため、あらかじめ建築士制度の特性を踏まえた対応策を検討しておく必要があると述べています。この調査は普及センターの小泉重信建築技術者教育研究所長を委員長に、建築設計4団体の代表に、若干の学識経験者を加えて組織した委員会により行われました。2年間かけた調査の結論は、建築設計

資格の国際相互承認にあたっては、1級建築士をベースにして、UIA基準の基準に照らして足りない部分、たとえば教育年限については大学院修士課程を経ていれば良しとし、学部4年卒の場合は実務経験2年を加えて、UIA基準と同等とみなすといった「同等性証明の条件」(案)を提示するものとなっています。

(4) UIA基準とUNESCO/UIA建築教育憲章 1994年UIA東京理事会の際設立された建築実務委員会 P P C は、その後急速に作業を進め、1996年バルセロナで開催された総会で、「建築家実務のプロフェッショナリズムに関する国際推奨基準に関する協定」(UIA基準)を提案し、採択されました。また、1999年北京での総会ではUIA基準の改定案と、協定に盛り込まれた政策のうち7項目についてのガイドラインが採択され、さらにその後も他の政策項目についてガイドライン策定の作業が続けられています。UIA基準はプロフェッショナリズムの原則として専門性(Expertise) 自立性(Autonomy)、委任(Commitment)、責任(Accountability) の4項目を掲げた上で、建築家の業務と資格等に関して必要な16項目を挙げ、それぞれについて「定義」とその「背景」及び、それに対して今後採るべき「政策」を規定するという形で整理されています。その中で建築家の資格に関しては「教育」「実務訓練」「資格認定と登録」「継続職能開発」の4段階について、例えば教育については「最低5年間のフルタイムの学校教育を必要とする」とか、実務訓練については「学校教育の終了後、またはその途中で最低2年間(将来的には3年が望ましい)を必要とする」といった具体的な基準が定められています。UIA基準は固定された国際基準ではなく、絶えず見直され必要な修正を加えることのできる活きた基準であり、かつ、世界の建築家たちが、かく有りたいと願う目標としての基準であるとされています。しかし、UIAは積極的にWTOに接触して、このUIA基準がGATS(サービス貿易に関する一般協定)の国内規制の基準に採り入れられるように働きかけており、今後建築家資格の国際的な相互認証が議論される際には、同等性を確認するためのベンチマーク(参照基準)となるのは確実です。また、東欧圏など今まで建築家資格の法制度を持たなかった国が、新たに制度を作る際の基準となっており、さらに、韓国やマレーシアなどアジアの国でもUIA基準に従って国内の建築家資格にかかわる制度を変えるなど、国際的な共通基準としての役割を果たしつつあります。ところで、1994年のUIA東京理事会では、P P C と並んでもうひとつ重要な委員会が設置されました。教育委員会です。教育委員会は翌1995年インド、シャンディガールでUNESCOと共同で会議をもち、建築教育に関する憲章をつくりました。このUNESCO/UIA建築教育憲章は1996年のUIAバルセロナ総会で採択され、そこに盛り込まれた原則が、UIA基準の「建築教育ガイドライン」として位置付けられました。そして、これに基づいて建築教育のアクレディテーション(認定)のための国際的なシステムを作ることが1999年UIA北京総会で決まり、そのための作業が進められています。これはUIAの5つのリージョンごとに、実務建築家と建築教育者それぞれ5人ずつで構成される委員会を設け、域内各国の大学の建築教育カリキュラムについて訪問調査等を行い評価、認定をしようとするものです。既にドイツは建築教育のマスターコースを設けて教育制度をUIA基準に適合するように改正したうえで、この委員会の認定を受けるよう正式に申し出ている他、2、3の国から認定を受けたい旨の申し出がなされています。このことは、UIA基準との整合を図ることを視野に入れて、ここ数年急速に進んでいるわが国の建築教育改革にも大きなインパクトを与えるものと考えられます。

(5) 建築設計資格制度調査会での論議 1999年春にフレームワーク委員会の調査報告書がだされたことをうけて、JIAは4団体の会長会議にはかり、建築学会長も加わった5団体で国際化に対応可能な建築設計資格の具体化に向けてコンセンサスづくりに努めました。その結果、建設省も加わった形で資格制度具体化のために正式の協議の場が必要であるとのことで意見の一致を見て、2000年4月、5団体の会長がそろって建設省に那珂正住宅局長を訪問し、「国際基準に適合する建築設計資格具体化の検討について」と題する要望書を出し、協力を要請しました。これによりこの年の7月5

日第1回の「建築設計資格制度調査会（5会調査会）」が片山正夫建築技術教育普及センター理事長を委員長に、5団体の会長、建設省建築指導課長等をメンバーとして開催されました。5会調査会第1回会合で、①資格の国際化対応と、②設計資格の専門分化のふたつの問題を検討することを決めましたが、実際にはその後もっばら①の問題に集中して審議を進めています。委員会の下に、各会の担当委員と専務理事による幹事会が置かれ、幹事会ではまず建築設計資格をめぐる最近の国際化の動きについて情報交換をしたうえで、UIA基準のフレームワークにしたがって検討すべき課題を整理し、各課題に対するそれぞれの団体の考えかたのヒヤリングを行い、一覧表に整理しました。この作業を2000年中に終え、2001年3月第2回の調査会本委員会に報告した後、いよいよ国際化対応可能な資格制度の提案を幹事会としてまとめることとなりました。なお、この回の本委員会ではAPECアーキテクトの動きが報告されるとともに、これへの対応もこの委員会の課題とすることが合意されています。こうして2001年8月の第8回幹事会で、JIAと日本建築士会連合会およびBCSから新しい資格制度に対する提案が、担当委員の試案の形で提出されました。士会連合会の提案は1級建築士をベースに一定の実務経験を加味して統括、構造、設備、施工、行政の各専門分野毎の建築士を認定しようとする、いわゆる専攻建築士の考えであり、BCSの案は士会連合会の案を施工の立場から支持するものでした。一方JIAは、「まず国際的に同等性が認められる建築設計資格制度の将来像を設定した上で、APECアーキテクトへの当面の対応は、その将来像にいたる経過措置として考える。」として2段階の制度の提案をしました。ここで当面の経過措置として提案した内容は、1級建築士取得後の実務実績を評価して建築家資格の認定を行うことを基本とするもので、近畿支部の試行している認定制度の「経過措置」に相当するものでありました。そして、これはまた士会連合会の専攻建築士制度の統括建築士とのすり合わせが可能となることを想定した提案でした。9月に行われた第9回幹事会で、JIAはその意図するところと実行可能性について、他団体のより一層の理解を得るために、近畿支部の西部明郎建築資格制度実務委員長に出席してもらい、近畿支部と静岡地域会の試行の実態について詳しく説明しました。

(6) APECアーキテクトへの対応 2000年11月にAPECエンジニアが発足した後をうけて、オーストラリアは2001年初めにAPECアーキテクト創設の提案を行いました。これに対する対応策が5会調査会で検討されることになったのは前述のとおりです。2001年9月17、18日オーストラリアのブリスベンでAPECアーキテクトの第1回会合(準備会合)が開かれ、日本からは普及センターの小泉重信研究所長を団長に国と日本建築士会連合会、JIAのメンバーが参加する代表団が出席しました。この会議で、「a.建築教育、b.実務経験、c.登録免許、d.資格登録後の建築家としての専門的な実務の期間、の4項目について共通の手続き等を定め、これに基づいて各国でAPECアーキテクトの資格を認定する」ことにより、域内での建築家の自由な移動を促進するための仕組みを作るという基本的な方針が決定されました。ここで示された4項目の枠組みについて日本としての対応案を用意するため、5会調査会の幹事会では小規模なワーキンググループを設けて原案をまとめることとなり、日事連の鈴木俊夫専務理事を座長にJIA河野進、士会藤本昌也、BCS小黒利昭の4幹事による協議が行われました。結果としてまとまった案は、教育要件について大学院を含む6年間を基本とするものと、学部卒の4年間を基本とするものの2案を用意し、卒業後の実務経験については教育年限の長短に対応してそれぞれ5年および7年としました(ただし5年間は設計および工事監理に関する実務に限定する)。また、1級建築士の資格を有することを条件とし、資格取得後の実務経験を3年以上求めるというものでした。これは実質的にJIA近畿支部の認定建築家の経過措置、および日本建築士会連合会の統括建築士と同様な構造の仕組みであり、のちの2会会長の合意に至る道筋がここで用意されたと言えます。この案は幹事会と本委員会を経て、若干の変更はなされたものの基本的な考え方は変わることなく、2002年6月13、14日にシドニーで行われた第1回APECアーキテクト運営委員会に出席した

日本代表団に託されました。シドニーの会議ではa)建築教育プログラムの備えるべき共通要素、b)教育プログラム認定の手続きの原則、c)資格登録前の実務訓練、d)建築家資格登録、の各項目について論議がなされ、a、b、cの3項目について結論が出されました。2002年12月12、13日にクアラルンプールで開かれた第2回運営委員会で、この3項目について次のとおり確認されています。

1)「教育プログラム」は、デザイン等を核として科目が構成され、権威ある機関による認証等を受けていること(教育年限については決めていない)とする。

2)「登録/免許付与前の実務訓練」は「合計2年間の実務経験と同等な一定期間以上」とする。

3)「建築家としての登録/免許」は、それぞれの出身国での登録/免許を有することとする。

そして、2002年12月12、13日にクアラルンプールで開かれた第2回運営委員会では残るひとつの項目「登録/免許取得後の専門的実務経験」について

1) 登録/免許後7年以上の経験を有すること。

2) 専門的実務には事前調査・準備、基本設計、実施設計、設計管理の各項目がすべて含まれるべきこと。

3) 7年のうち、少なくとも3年間は、中程度に複雑な建築物の設計・監理を単独で行うか、他の建築家と共同で行う複雑な建築物の設計・監理の重要な部分を担うこと。

が決められました。

今回の運営委員会は本年9月を予定していますが、参加各国はそれまでに可能であれば、国内でAPECアーキテクトの認定等を実施するモニタリング委員会を設置することが求められています。予定どおり進めば、2004年中にはいくつかの国でAPECアーキテクトの認定が始まるものと思われます。

(7)資格制度実現のためにJIAがやってきたこと JIAは1995年に士会連合会、日事連、BCSに呼びかけて「資格制度に関する4会協議会」を作りました。そして、翌96年の総会で事業計画の基本方針の筆頭に「関係諸団体と協力して、建築家資格制度の具体的実現を図る」ことを決めて以来、一貫して建築界全体の合意の上で資格制度を実現するための努力を続けてきました。しかし、それと同時に自ら提案した資格制度が実際にわが国で実行可能であり、かつ、有効であることを実証するため、1997年の「素案」発表以来各種の試行を行ってきました。まず、1999年夏には近畿支部が「素案」のシステムに則って、登録建築家の制度を発足させ、翌年には静岡地域会がこれに続きました。この2つの試行は「素案」の実行可能性を明確に検証するとともに、JIAの姿勢を建築界に示すうえで極めて大きな効果がありました。しかしながら、その後東北支部をはじめ同様な制度を発足させたいとする各支部の意向については、全国的な制度の展開はあくまでも建築界全体の合意の上で行うべきであるとの方針に基づき、各支部に忍耐を求め、これを抑制してきました。一方、本部としても資格制度の4つの段階のうち可能な部分については実行に移すこととし、1999年それまでの資格制度推進委員会に代えて実務訓練実行委員会(村田麟太郎委員長)と継続教育実行委員会(大宇根弘司委員長)を設け、実務訓練とCPDの実施に向けた検討に取りかかりました。実務訓練については既に出来ていた訓練項目に基づき、実施のためのマニュアルを整備したうえで、2001年から2年間会員事務所の若い職員12名の参加をえて、システムの有効性を確認するモニタリングを行いました。またCPDについては実施のための規則、細則の案をまとめ、2002年度から会員の義務としてこれを行うことを目標に、2年間かけて試行することとし、2000年度の通常総会でその旨を議決しました。JIAはこうして自ら実施できることを逐次実行し移すとともに、5会調査会等を通じて資格制度の実現を関係団体等に働きかけてきました。その結果、先にも述べたとおり、APECアーキテクトへの対応等をきっかけに士

会連合会との間に共通認識の基盤が生まれてきました。そこで、2002年度の総会で事業計画に「建築界によりやく共通の問題意識が醸成されつつある状況を踏まえ、関係団体に呼びかけつつ、全国一体の組織としてのJIAの方針に基づき、地域を主体にリーダーシップをもって建築家資格制度の実現を全国的に推進する。」ことを謳いました。そして新しい年度が始まるとともに、JIAと士会連合会の間で精力的に意見調整が進められ、ついに2002年11月1日に両会の間で「新たな建築資格制度創設に向けての2団体基本合意書」が交わされることになりました。「現代社会の真のニーズに応えるべく、建築士法制度や建築教育制度といった基本制度の抜本的改革も視野に入れた、新たな建築資格制度を再構築する」との長期的展望にたつて、中短期の対応として、「士会連合会の提唱する専攻建築士制度とJIAの試行する建築家資格制度を整合させる方向で、具体的な制度設計を行う」との合意は、まさに画期的なものであり、資格制度確立の運動もこれで新しい段階に入ったといえるでしょう。

< 資料6：JIA 建築家資格制度を 資格制度調査会に提案 中田亨専務理事 JIANEWS 2001年8月号 >

JIA建築家資格制度を 資格制度調査会に提案

3月29日に開かれた建築設計資格制度調査会(5会調査会)で、「建築設計資格の国際化対応」と「専門分化」の二つを緊急課題として協議することが決定された。これを受けて、その具体的進め方を5会の専務理事レベルで協議してきたが、とりあえず二つの課題のうち国際化 対応を優先して協議を進めることとなり、8月2日、そのための第1回の幹事会が行なわれた。JIAからは中田亨専務理事と建築家資格制度推進会議の河野進、和智信二郎の両委員が出席した。この幹事会に今後の協議のための素案としてJIAが提案したのが、下記の「国際化に対応するための建築設計資格制度」案である。標題に“国際化に対応する”と掲げてはいるものの、もともとJIAが提案してきた建築家資格制度はUIA基準に準拠するもので、この案は従来の案と何ら変わるものではない。ただ、将来のあるべき建築家資格制度だけでなく、それに至る当面の経過措置を明示した点で、一步踏み込んだ提案となっている。JIAの主張の基本はこの「試案」の「検討の前提」にこめられており、その一つは新しく作られる資格制度は資格の本来の意義である「消費者保護のための設計者の能力証明としての機能」を果たせるものでなければならないということ。第二は将来の建築家資格制度を明確に設定した上で、現状からのスムーズな移行や目前に迫ったAPECアーキテクトへの対応を 考えるべきであるということ。第三はUIA基準に適合し、国際的な相互認証に対応しうる資格制度が即、わが国の建築家資格制度であるべきで、国内の資格と国際資格の間にレベルの 差がある、いわゆるダブルスタンダードになるようなものであってはならないということである。幹事会には日本建築士会連合会及び建築業協会からも案が出され、これらの案をもとに幹事会協議が進められることになるが、来る9月16日にはAPECアーキテクトの第1回国際調整委員会の開催が決まっており、2年内に制度の成立を目指していることから、国内の協議も急速に進むことが期待される。なお、当試案は建築家資格制度推進会議(鬼頭梓座長)で承認され、7月25日の理事会に報告されたものである。

(中田亨)

国際化に対応する建築設計資格制度

(幹事会協議のための試案)

日本建築家協会JIA

検討の前提

1. まず国際的に同等性が認められる建築設計資格制度の将来像を設定した上で、APECアーキテクトへの当面の対応は、その将来像に至る経過措置として考える。
2. 将来国際化対応の資格と、国内の資格とが、二重基準(ダブルスタンダード)にならないようにする。
3. 将来の在り方として設定する建築設計資格制度は、消費者保護のための設計者の能力証明としての機能を果たせるものとする。
4. 現在の一級建築士からの移行がスムーズに進むように配慮する。
5. UIA基準に準拠した資格制度を基本としたうえで、教育、実務訓練、資格認定、継続職能開発の各段階について、代替ルートや措置を用意する。

提案の概要

1. 現在の一級建築士の制度は、設計監理以外の分野も含む建築に関する基礎的能力を示す資格として残し、そのうえに内容証明を伴う実務経験を経て、専門家資格としての建築設計資格(及び構造専門資格等その他の専門分野の資格)を認める認定制度を創設する。
2. 業務独占は専門家資格としての建築設計資格(及びその他の専門資格)を取得した者にのみ認め、今後新たに一級建築士相当の資格を取得する者にはこれを認めないこととする。ただし、現在すでに一級建築士の資格を有する者については適用を除外し、終身にわたり業務権限を認めるものとする。
3. 建築設計資格者は、継続職能開発CPDを義務付けられるものとし、CPDを一定期間ごとの資格更新の条件とする。

JIANEWS 2001年8月号より建築設計資格認定の制度的枠組み

1. 当面は、建築設計資格制度調査会を母体に、国も関与するかたちで民間主体による協議体を組織して全体的な制度の管理運営機関とする。
2. 1の全体的な管理運営機関の下に、資格制度の各段階について関係団体等による第三者性を持った個別の認定機関を設ける。
3. 将来ある程度上記の運営が定着してきた段階で、可及的速やかに建築士法を抜本的に改正し、この制度を法制化する。

資格制度の段階ごとの内容

1 教育

- 1) 認定(アクレディット)された建築に関する大学4年及び建築設計に関する大学院修士課程2年を修了することを基本とする。
- 2) 4年制の大学の建築コース(及びこれに準ずる学科のコース)を終了した者については、内容証明を伴う一定期間の実務経験をもって1)と同等とみなす。
- 3) 大学以外の学歴を有する者については、2)に準じて内容証明を伴う実務経験により教育に替わる同等性の認定規則を定める。

経過措置 制度が整うまでの間、経過的措置として一級建築士の資格を有することをもって必要な教育要件を満たしているとみなすこととする。

2 実務訓練

1) 1に定める教育の要件を満たした後、定められた規則に従い、一定期間の指導者による内容証明を伴う所定の単位数の実務を経験することを基本とする。

2) 倫理、事務所の管理経営等OJTでは習得しがたい事項については、職能団体等の適切な機関による講習等により補完する。

経過措置 制度が整うまでの間、経過措置として一級建築士資格取得後一定期間の、第三者による証明を伴う業務経験をもち、必要な実務訓練を終了した者とみなすこととする

3 資格認定

A. 基礎的資格。

1) 1の1)の教育要件を満たした者は、試験を経ることなく、現在の一級建築士に相当する基礎的資格を有する者として認定することを基本とする。

2) 4年制の大学の建築コース(及びこれに準ずる学科のコース)を卒業した後、2年以上にわたり建築に関する何らかの業務に従事した者については、一定の試験または考査により基礎的資格を認定する。

B. 建築設計資格 2の実務訓練の要件を満たした者について、一定の試験または考査により建築設計資格の認定を行うことを基本とする。

経過措置 制度が整うまでの間、経過措置として一級建築士資格取得後、一定期間の内容証明を伴う実務経験を有する者については、一定の試験または考査により建築設計資格の認定を行う。

4 継続職能開発と資格の更新

1) 基礎的資格については、現在の一級建築士と同様の終身の資格とし、継続職能開発は努力義務とする。

2) 建築設計資格は一定期間ごとに登録の更新を義務付けるものとする。

3) 建築設計資格を有する者については、一定の規則に基く継続職能開発を義務付け、資格の更新の条件とする。

<参考添付資料：プロフェッションの原点と建築家資格制度 鬼頭梓 JIA news 2000年6月>

はじめに

JIAが建築家資格制度の問題にとりくみ始めたのは1992年であるが、その前、1990年秋のJIA大会で、私は一つの提案を行った。即ちJIAの自主認定による建築家資格制度の創出である。建築家とはどのような職業者のことを言うのか、JIAにはそれを明確にすべき責任があるのではないか。そのためには建築家と呼ばれる者の資格の内容を社会に向かって具体的に示すことが必要ではないか、国が今直ちにこれにとりくむ事が困難であるとすれば、JIAが独自に自主認定の形で建築家資格をつくるべきではないか、と訴えたのである。以来やがて10年の歳月がすぎようとしている。

端的に言って、日本には建築家の資格制度は存在しない。建築士制度があり、建築士という資格があって、法制上は建築家もこの制度のもとにあるのだが、土法を建築家の資格制度として見るならばこれは極めて特異な制度と言わざるを得ない。それは土法が1950年、日本中の都市が未だ殆ど空襲による廃墟のままに近かった当時の状況の中で、その急速な復興と建設への期待を担って制定された、という経緯による所が大きかったと思われる。その特異な性格については後でのべるとして、この制度は建築基準法とあいまって、期待にたがわず戦後の都市の復興に大きく寄与したのであり、その功績は決して小さくはなかった。だが、問題は1950年という時代的背景のもとでつくられたこの制度が、その後の驚異的な経済成長、技術の発展、社会状況や産業構造の変化、建築物の大規模化複雑化、或いは消費者運動の高揚や製

造物責任の追求、更には地球環境の危機の指摘など、社会のあらゆる面で想像すら出来なかった状況を迎えていながら、今日迄殆どその特異な性格を変えずに生きてきていることにある。時代の変化が土法の改変を要求し、建築家資格の確立を求めているのである。

プロフェッションと資格制度

プロフェッションと呼ばれる職業には、ある範囲内での裁量権と決定権とが与えられている。それがなければ、依頼者の要求に対して、プロフェッショナルとして最も適切でふさわしい対応をすることができないからであり、従ってその職業者には裁量権、決定権にふさわしいだけの専門的な知識と倫理とが備わっていなければならない。それを保証するのが資格制度なのである。職業選択の自由という近代社会の大きな原則の中にありながら、プロフェッションと呼ばれる職業には厳格な資格審査が要求され、同時に資格者としての果たすべき責任が求められる。建築家の仕事、建築の設計監理という仕事は、クライアントの生活や活動のための場所のしつらえをきめる仕事であって、クライアントに対し、貴方の生活や活動にはこれが最もふさわしいものですよと断言してきめてしまう、その膨大な建設の為の資金、お金の使い方もきめてしまうのである。しかも、クライアントは出来上がったものを見て買うことができない。見られるのは図面とせいぜい模型位で、あとは建築家の説明をきくだけで莫大な費用のかかる買物を先物買いせざるを得ないのである。それだけではない。出来上がった建物は社会の資産として町並みをつくり都市をつくり、都市生活の安全と快適さと美観とに大きくかかわっていく。その建物のありようをきめていくのが建築家の仕事である。それにこたえられるだけの最低の能力と倫理とを資格という形で国民に対して保証するのが建築家の資格制度であり、国民の利益を守る為に、建築家をしばる制度なのである。そういった観点で建築士法を見た時、果たしてこれで国民の利益を十分に守ることができるだろうか、それが建築家資格を考える出発点なのである。

土法のアーキテクトとエンジニア

土法の特異な性格の一つは、それが建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めた法律であり、その技術者の中にアーキテクトもエンジニアもすべて包含しているという点にある。これは世界では珍しい資格制度であって、英訳土法ではその概念に該当する訳語がないために、ローマ字でそのままKenchikushiと書かれている。土法が制定された時の解説書(注)には「欧米におけるアーキテクトは、ストラクチャルエンジニアに対して、意匠や設計(デザイン)を主として司るものとして、考えられているようですが、本法による建築士はむしろ建築物の安全性に責任をもつことが主たる任務と考えられている点で、重点のおき方が多少異なっているようです。これはわが国におけるこの方面の職能分化がおくれていることに起因するものですが、将来日本に於いても構造や設備を専門とする構造士、設備士のような技能資格制度が行われるようになった場合は、建築士の性格も再検討されてよいと思います。併し、現在の所では先ず第一に構造の安全性が要請されるのは、当然のことと言えるでしょう。」と書かれている。当時は土法制定の重点が構造エンジニアにおかれ、そのため土木専攻の者にも建築士の受験資格を与えたのだと思われる。アーキテクトの方がそえものだったのであろう。

今は、言うまでもなく、構造や設備の分野の学問や技術は当時とは比べものにならない高度のものとなって、一人の人間が建築も構造も設備も何でも出来る、などということは殆どあり得ない状況になっている。従って建築士をこのような部門に専門分化して、それぞれの専門領域での責任を明確にすべきだと言う議論は、恐らくは20年位前から建築審議会などでくり返し議論されながら、その都度反対にあつてうやむやになって来たのである。

反対の理由は、建築士としてのオールマイティーな業務独占という既得権の侵害になる、という点にあったと思われる。残念ながら、資格が国民の利益を守る為にあるという本来的な認識にかわって、資格者の権利、権益を守るものだという誤った意識が身についてしまっているように思われてならないのである。

ようやく1983年土法が改正され、1985年の告示によって建築設備士の資格が定められたことは、専門分化への第一歩ではあったのだろうが、意見をきいたときは云々という中途半端な表現にとどまっており、一方の構造エンジニアについては今日迄全く変わっていない。その間に、社団法人日本建築構造技術者協会が発足し、建築構造士の自主認定にふみきったのである。土法が現実の社会の変化に対応できないでいるうちに、建築家資格の国際的な相互認証は今やWTOマターとなり、又エイペックエンジニアという国際的な資格を目指す動きも急速に進みつつあることなど、世界の大きな動きの中で、今や建築士はアーキテクトとエンジニアの問題で引きさかれるかも知れない事態を迎えているのである。

プロフェッショナルロウと資格法

土法の特異な第二の点は、殆どの諸外国のアーキテクトロウが職業法、プロフェッショナルロウであるのに対し、土法が資格法であるという点にある。建築の設計監理という業務は建築士でなければ出来ないにも拘わらず、他人の依頼を受け報酬を得て業とするのは、管理建築士をおけば誰にでもできるのである。建築家という職業は依頼者の利益に深く関与し、社会公共の福祉に大きな影響を与えるものであるからこそ厳しく職業規制をすべきだ、と考えるのが世界の常識であるのに対し、日本では職業選択の自由が優先しているのである。しかし職業規制が全くない訳ではなく、業とする為には建築士事務所を設けることなど、いくつかの規定があり、最近では更に改善されたいが職業規制の内容が整って来ているのだが、問題はこれがあくまでも建築士事務所に対する規制、開設者に対する規制であって、建築士そのものが対象ではないことにある。建築士を依然としてプロフェッショナルとは認めていないのであり、建築士に求められるのはあくまでも技術者としての能力と義務であって、職業者としての義務や倫理責任は問われていない、それは事務所に対し、開設者に対してのみ求められているのである。これが恐らく今日の大学等における建築教育の中で職能教育が殆ど全くなされていない大きな原因の一つであろう。諸外国においては資格は職業資格なのである。これに対し、日本では技術は建築士に、業としての責任は事務所にあるという、分裂した資格制度となっている。この日本独自のシステムは今後国際間での相互交流、資格の相互承認が具体化するに従って、業務の局面においていずれ大きなギャップとして浮かび上がってくるに違いない。

諸外国において、プロフェッショナルではないアーキテクトなどという概念は理解することは出来ないに違いない。特別の知識と倫理とが求められるプロフェッションの領域において、誰でもが職業の自由を旗印に勝手なこと、例えば勝手に医者にならなくては社会が困り国民が迷惑をする、それ故そのような職業者にはプロフェッショナルとしての厳しい資格が要求されるのである。日本においては建築の設計監理という職業は未だにそのようなプロフェッションとして法的には認められていないのであり、建築というものがそれ程国民の利益に深く関わっているものではない、と考えられているのだとすれば、極めて残念なことと言わざるを得ない。

新しい資格制度へ

もう一点土法の問題点をあげるとすれば、建築士試験の受験資格についてである。学歴にも大きな問題があり、試験のあり方そのものにも問題があるが、中でも大きな問題は卒業後の実務経験に全く内容がともなっていない点である。建築士法施行規則には「実務の経験には単なる写図工若しくは労務者としての経験又は単なる庶務、会計その他これらに類する事務に関する経験を含まないものとする。」とあって、設計工事監理の経験に特定されていないばかりでなく、

経験年数さえ経ってれば、その間殆ど何をしていてもいいのに等しく、その経験内容についての認定も全く行われていない。

このような建築士の資格制度のままでは、建築物の設計工事監理を行う者として、到底今日の社会の負託に応えることは出来ないのではないか、今直ちに建築士法を改正することが困難であるならば、それに変わる方途を探るべきではないか、と考へて発足したのがJIAの自主認定による建築家資格制度の検討であった。国民が安心して、信頼して設計監理を依頼することのできる建築家、資金を預け、その使途の決定を委ね、生活と活動の場所のしつらえを任せることのできる建築家として、最低限必要とされる資格はどういうものであるべきか、その研究を開始したのである。後になって、急激な国際間の動きに対応し、国際的に通用する資格とするためには国によるオーソライズを欠くことができないとの判断から、自主認定を第三者認定へと切りかえ、教育、実務訓練、登録試験/審査、継続職能研修という、4段階にわたる一貫したシステムとしての建築家資格制度の素案を、広く関係諸団体に提示し、意見を求めて来たのである。

世界の動き

一方世界に於いても、建築家のプロフェッションは大きな試練の中にあつた。第2次世界大戦後の大きな変化の中で、CMなど次々と新しいプロフェッションやデザインビルト、ターンキーなどの多様な調達方式が生まれ、建築家のプロフェッションとしての地盤は次第に沈下をしたのである。それに対しAIAやRIBAは新しい社会状況の中での建築家プロフェッションのあり方を必死に追求し、クライアントが建築家をどのように評価をし、満足をし、或いは不満を持っているのかを真剣に調査し、戦略をたてて懸命に信頼の回復を図って来たのである。こうした中で貿易の自由化、市場開放という世界の大きな流れが建築家の世界にも及んで、1993年にはウルグアイラウンドの最終協定が結ばれ、1995年1月GATS、サービス貿易に関する一般協定が発効して、建築家を含むプロフェッショナルサービスの分野も市場開放の対象となったのである。その自由化にとっての大きな問題は、それぞれの分野で各国の持つ資格制度が非関税障壁となることであり、それを除去するために、国際間における資格の相互認証が大きなテーマとなった。UIAが職能実務委員会PPCを発足させたのは1994年、東京で開催されたUIA理事会に於いてであり、その事務局となったAIAと中国建築学会の極めて精力的な作業によって、1999年6月北京におけるUIA総会において「建築実務におけるプロフェッショナルリズムの国際推奨基準に関するUIA協定」が採択されたのである。これが今後WTOにおいて、建築サービスの相互認証に関しての指針がつけられていく時に、それに大きな影響を与えることは必至であり、日本と他の国との間での2国間交渉が持たれるとすれば、その時これが交渉のベースになることも又間違いないのである。

国際化への対応

この国際的な動きに対して、建設省は1997年建築技術教育普及センターに対して、国際対応に関する研究課題を出し、普及センターは「建築設計資格制度の国際相互認証のためのフレームワーク検討委員会」を発足させ、建築各会をはじめ学識経験者を以て委員会を構成して検討を続けた。そして1999年の5月、報告書が建設省に対して提出されたのである。この委員会において議論のベースとなったのはUIAアコードであった。この報告書に、必ずしも明確な対応が記されたわけではないが、教育については大学院を含めて考え、一級建築士をベースとし実務訓練等で足りない所はこれを補って対応する、という方向で基本的な合意がなされたのである。そして今、ようやくその報告を更に具体のものとして関係6団体(JIA、士会連合会、日事連、建築業協会、建築学会、建築技術教育普及センター)によって建築教育資格検討協議会(仮称)が発足する運びとなつてきているのである。

今、世界の中では、国家間で建築家資格の相互認証を目指す動きが急速に進み、中でも中国の動きは特に際立っている。中国は建築師の資格制度を制定するのに際し、日本や香港、米国その他多くの国々の制度を研究し、米国の資格が一番レベルが高いと判断してその制度を殆ど全面的に採用したのである。そして日本の土法にならって一級と二級の制度を設け、一級は国際的に通用する資格として大学は5年、実務経験は3年以上、二級は国内のみに通用する資格として大学4年、実務経験2年としたのである。中国はその制度を急速に整備し、既に実施に移しているばかりでなく、早くも米国との間で相互認証へ向けての交渉を開始しているという。99年に来日されたジャン・キ・ナン氏、中国建築学会副会長として米国と共にUIA PPCの共同事務局を務められた氏によれば、現時点ではお互いに相手国のアーキテクトと組めば仕事をすることが出来る、そして2002年を目指して相互認証の交渉を続け、成立の暁には相互に自由に、自国のアーキテクトと全く同じ対応をすることになるというのである。国内の状況についても報告され、現在5年制大学の数が65、そのうち認定に合格した大学が20、その大学の卒業生は実務経験3年以上で700単位、1単位は8時間、認定を通過していない大学の卒業生の場合には更に長い実務経験を課すというのである。このすじの通った明解さを私たち日本の社会も身につけることができない限り日本は独り国際的な孤児となってしまうのではないかと。真剣にこの問題にとりくむのであれば、日本は大きくおくれをとることになるのである。

建築家資格とUIAアコード

建築士資格とUIAアコードに見られる建築家像との間には極めて大きなギャップがある。このギャップをどう捉え、どう認識するのか、そしてどのような行動をとろうとするのか、それが今日私たちの眼前にある大きな課題なのである。これを外圧とし、外圧に対して、日本は日本のすぐれた制度や仕組みを守っていかなければならないと主張し、それが国益であるという意見や、建築は文化であり、建築家の資格制度も教育もそれぞれの国の文化に深く根ざした固有のものであって、世界中が同じルールになる必要はなく又なるべきでもない、という考えも少なくない。しかし今やこれはWTOマターであって当然何もしないで世界に通用するわけにはいかない、だから適当に最小限の手直しをして対応すればいい、という考えは決して少なくはないのである。果たしてそのような考えでよいのか、第一、これを外圧だと考えることが適当なのか、私はそうは考えていないのである。

UIAアコードに示されている建築家の像と建築士像とのギャップは、世界の諸国における、建築家の知識能力と倫理に対する社会の要求が、日本におけるそれよりはるかに厳しいものであることを示している。言いかえれば、日本においては、世界のレベルよりずっと低いレベルに於いてしか、建築に関して、国民の利益、国民の安全と健康、そして社会公共の福祉は保証されていないのである。果たしてそれでよいのか、当然改められるべきではないのか、それが第一の点である。現実に欠陥住宅が大変な件数にのぼり、年間100万件といわれる確認に対して、検査済証が発行されるのはその1/3にも満たないといわれるように、建築士がその本来果たすべき職務を全うせず、その権威を失墜させている状況は、既に広範に広がっているのである。

第二はアーキテクトとエンジニアの資格の明確化である。建築士法の第一条の定めにも拘わらず、建築士のうち設計監理に従事している人間はその約1/3であるという。残りの2/3は、或いは行政に或いは建設工事部門に、その他教職やサブコン、メーカー、商社など、凡そ建築に関係するあらゆる分野に広範に広がっているのである。このようにして、建築に関する知識と能力とが、広く関連社会の全般にわたって共有されていることが、一面で日本の建築物の質の高さを支えているのだと考えられる。2/3もの建築士が設計監理以外の分野で働いているという事実は、土法の目的とは別に、建築についての基礎的な知識と能力を持つ資格者が、社会的に強く要請されていることを示すものであろう。このよう

な資格者が社会の要請であるとすれば、そのようにはっきりと位置づけた上で、土法本来の目的である建築家と技術者の資格について、改めてきちんと作り直さなくてはならない、これが第二の点である。

その時、改められるべき資格のベースになるものはUIAアコードをおいてない。UIAアコードの推奨するレベルを、日本の社会の中で、日本のものとして創り出さなくてはならないのであって、あいまいのままにしておくわけにはいかないのである。日本がこれからも国際社会の中で生きていこうとするのであれば、どこかで日本独自のあいまいと決別し、アカウンタブルな人間関係、社会関係へと移行しなくてはならないであろう。UIAアコードの示す教育もそのアクレディテーションも、或いは実務訓練や試験や継続教育も、すべてその過程がアカウンタブルでなければ、世界の人々に理解させ認めさせることは不可能なのである。いや最早や日本でも、社会のあらゆる場面で、アカウンタビリティーが強く求められているのである。私が外圧とは考えない、と言ったのは、今国際問題は、実はすぐれて国内の問題であるからに他ならない。日本の国民に対して保証されるべきレベルは世界のレベルより低いものであってはならないのであり、そのレベルが国民の目にも諸外国から見ても明らかにされるシステムの構築こそ、まさしく国内の課題なのである。そのような資格制度を国の法制度の中に、どのような形で何時確立することができるのか、それは私たち建築界全体のとりくみ如何にかかっている。そしてそれに連なる重要な第一歩が、当面の緊急課題である所の国際化対応の具体化なのであり、前記関係6団体による協議会における真剣な討議と率直な意見の交換とが何よりも急務なのである。JIAが今日迄研究し蓄積してきたものは、すべてその素材として俎上に乗せられることとなろう。

教育とアクレディテーション

UIAアコードに於いて教育とアクレディテーションに関する推奨基準が示され、又エイペックエンジニアとの関係等もあって昨今工学教育とそのアクレディテーションの問題が急速に浮上して来ている。JIAは建築家資格の検討の中で、資格の根幹をなすものとして教育の重要性に強い関心を示しながら、それが文部省の管轄であり、又若干機の不熟さな感もあって、教育の問題はやや先のばしして来たのだが、同時に当然、早晚学会との緊密な協力のもとでこれにとりくむべきものと考えて来たのである。それが、ようやく建築界全体の課題となって来たのである。

日本の建築教育はホーリスティックな教育と言われる。その総合的な教育によって培われた共通の基盤の上に、アーキテクトもエンジニアも、又工事施工の技術者も、その他建築関連の各分野で働くすべての者同士の間、相互の理解が生まれ、共同して建築をつくりあげる土壌となって、日本の建築を支えて来たものと思われる。その状況は、建築士資格が、建築にかかわる者の基礎的な資格であるかのように機能してきていることと、パラレルな状況と言えよう。建築士が本来的には包括的な資格者でありながら、すべての分野の全般にわたって十分な知識能力を身につけているとは考えられないのと同様に、ホーリスティックな教育は、ホーリスティックであるとは言いながら、そのままではすべての専門領域について十分なレベルの教育をすることは不可能なのである。その基礎の上に各専門領域の教育を深めるのであれば、とても今日の社会の要請にこたえることは出来ないであり、諸外国の教育レベルと肩を並べることも不可能であろう。そのための教育とそのアクレディテーションのシステムをどう構築していくか、これからの重要な課題である。

これは、当然職能側と教職側との密接な協力なしにとりくむことはできない。因みに中国の建築教育に対するアクレディテーションのシステムは、建築部(建設省)と教育部(文部省)の合同委員会で、委員は建築家6名、教授6名、その他数名で構成されているという。日本に於いては建築士試験の受験資格校の認定は建設省が行っているであり、第三者機関としてのアクレディテーションシステム構築の経験は未だない。そのような状況の中で、99年日本技術者教育認定機

構が誕生し、その建築分野について、日本建築学会が担当することとなって、学会の岡田会長から建築関係団体に対して協力の要請があり、ここに職能側と教職側の協力の端緒がひらかれることとなった。先にのべた6団体による協議会での重要な検討課題の一つとして、真剣にとりくむこととなろう。

ホーリスティックな教育システムの中で、建築家を志す学生はその一部にすぎない。その学生達に対してどのようなカリキュラムを用意すべきか、従来欠けていた実務や職能、更には倫理についての教育はどうあるべきか、デザインの教育はどのようにして充実させるのか、多くの問題の解決を図らなければならない。カリキュラムの自由化という大きな流れの中で、一方で必要にして十分なレベルを保持すると同時に、自由な選択を可能にするような、自由で可能性にみちたシステムが強く望まれるのであり、教職側のみでなく、広範な建築家の積極的な発言や意見が期待されるのである。

終わりに

現在、教育の問題が急速に浮上し、その一方でエイペックエンジニアへの対応が具体化の段階を迎え、又継続研修については既に団体間での調整が進みはじめているといった中で、関係6団体による(仮称)建築教育資格検討協議会の発足が図られるなど、ようやく建築家資格制度への本格的な対応への気運が熟して来ているように思われる。その時、今何故建築家資格なのか、改めてプロフェッションの原点に立ち帰って思いを致す必要があるだろう。

建築家資格制度は、教育から始まり実務訓練、試験、継続研修へと連なる四つの段階が一つのシステムとして有機的な連携のもとに構築される。そのすべての段階が、一貫して国民の利益、社会の利益を守り、それを確保するという基本の精神につらぬかれていなくてはならないのである。教育も資格も、建築家プロフェッションを支える極めて重要なテーマであり、建築家という職業が真にプロフェッションと呼ばれるのにふさわしいものとなるためには、国民の利益を守り、その生命、安全、健康を守り、更に社会公共の利益を生み出すのに十分な、最低限の知識、能力と倫理とを、身につけていなくてはならないのである。教育も資格もその為に必要不可欠なのであり、それに値するシステムの構築を目指さなくてはならない。それを必要とするのは国民であり社会である。市民が何を望み、社会が何を期待しているか、それが基本であって、建築界のみならず、広く市民や学識経験者を加えた場で議論が進むことを期待してやまない。